

主催 一般財団法人総合福祉研究会
社会福祉会計簿記認定試験規則

第1条 本研究会は、この規則により全国一斉に社会福祉会計簿記認定試験を行う。

第2条 認定試験は筆記によって行い、受験資格を制限しない。

第3条 認定試験は年間1回行い、その日時及び場所は施行のつどこれを定める。

第4条 認定試験は上級、中級、初級のそれぞれ3階級に分ける。

第5条 認定試験の科目及び制限時間を次のように定める。

上級 簿記会計 2時間

財務管理 2時間

中級 2時間

初級 2時間

第6条 認定試験の標準開始時間を次のように定める。

上級 簿記会計 10時00分

上級 財務管理 14時00分

中級 14時00分

初級 10時00分

ただし、天災、交通機関の遅延等により、上記の時間に開始できないときは、各試験会場の試験実施責任者において「開始時間変更に関する申請書」を提出することとする。

第7条 認定試験は各級とも1科目100点を満点とし、全科目得点70点以上を合格とする。ただし、各級各科目とも、設問のうちひとつでも0点の大問がある場合には不合格とする。上級は2科目（簿記会計、財務管理）共に合格された場合に「上級合格」となる。上級で単科のみ合格した場合には、その後2回以内の試験までにその資格を有効とする。

第8条 認定試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第9条 受験手続き及び受験料については別にこれを定める。

第10条 本規則の改廃は、理事会が決定する。

備考

本規則は、平成31年4月1日から施行する。（平成31年3月29日理事会議決）